

下白くせり、その後衣服にもこれを紋と志たれど、あまり美麗に過ぎたれば上下の白きところを丸に直し、黄紫紅を三引のさまになして用ひしなりと聞えあげしかば、松原が常に諸家に交はり、何事も習熟しければこそかゝること尋しにも速に答へれと仰ありて、御感を蒙りしと、今も彼が家にいひ傳へたり、

〔鹽尻十一〕立花家岩城家大岡氏紋ノ名 諸家中世以來家紋あり、其中に立花は祇園守、岩城は満月を代々紋とせり、是名を知らざる人多し、大岡氏の紋は、七本そまじばのこかや、此類多きあり、按るに、今いかにの樣見ゆる、

〔尊卑分脈十一〕公實藤原

通季 西園寺一流祖

通季卿傳中 西園寺家文非、公宗卿建武二年被誅之時、彼家錯亂以後、用、公實輶繪文之由、見

後押小路殿忠 公 御記略 下

〔好古小錄下〕諸器物ノ紋ニ、巴ヲ用ユル者、古昔ヨリ多シテ、其形今ト異ナリ、古昔畫ク巴ノ形ハ、多ハ首尖リテマロカラズ、古寫儼樂ノ畫、大鼓ノ巴紋、神祇官瓦、及醍醐寺、法勝寺、最勝寺ノ瓦ノ巴、鹿苑寺ノ洪鐘ノ巴紋、皆其首尖リタリ、

〔源平盛衰記一〕五節夜闌打附五節始并周成王臣下事

抑五節ト申ハ、中 五人ノ仙女舞事、各異節也、サテコソ五節ト名付タレ、彼舞ノ手ヲ摸ツ、雲ノ上人舞トカヤ、其時拍子ニハ、白薄様、厚染紫ノ紙卷上ノ糸、トモ輶繪書タル筆ノ軸ヤトハヤス也、

略 下

〔秦山集雜 著 甲乙錄六〕巴紋、水渦之象、防火之章也、

〔本朝軍器考四 矢〕須佐能乎命ノ御子磐坂日子命國巡行マス時ニ、出雲國惠曇郷ニ至マシテ、國ノ形畫輶ノゴトクアルカナトノタマヒシヨリ、カクハ名ヅケシヨシ、彼國ノ風土記ニハ見エ